

タブレット端末による投資信託取引特約【新旧対照表】

2021年4月1日作成 (赤字記載)

(下線部変更)

改正後	改正前
<p>(本特約の適用範囲) 第1条 記載省略</p> <p>(取扱範囲) 第2条 記載省略</p> <p>(取扱商品) 第3条 記載省略</p> <p>(取引開始の方法) 第4条 申込者がタブレット端末にて、投資信託口座を開設(取引開始)するときは、<u>タブレット端末のパネル上へご署名(以下「電子サイン」といいます)いただきます。投資信託口座の開設に際し押印は不要としますが、指定預金口座と同一印をお届けいただいたとみなします。</u> また、開設申込時には、「6条(本人確認等)」記載の本人確認資料をご提示いただきます。 当社は、申込者が指定預金口座開設時にあらかじめお届けいただいた氏名、生年月日、住所と本人確認資料の一致をもって、指定預金口座名義人本人とみなし、投資信託口座開設の申込を受付けします。</p> <p>(タブレットによる投資信託取引の申込方法) 第5条 申込者が、タブレット端末による投資信託取引を行うときは、タブレット端末に表示された取引内容を確認のうえ、タブレット端末に<u>電子サインを</u>いただきます。当社は、電子サインをいただくことをもって申込者の意思確認とします。</p> <p>(本人確認等) 第6条 申込者が～(以下記載省略)</p> <p>(口座振替の利用) 第7条 タブレット端末による～(以下記載省略)</p> <p>(免責条項) 第8条 当社が、～(以下記載省略)</p> <p>(特約の変更) 第9条 この特約は、～(以下記載省略)</p> <p><u>2021年4月19日</u>現在</p>	<p>(本特約の適用範囲) 第1条 記載省略</p> <p>(取扱範囲) 第2条 記載省略</p> <p>(取扱商品) 第3条 記載省略</p> <p>(取引開始の方法) 第4条 <追加></p> <p>(タブレットによる投資信託取引の申込方法) 第4条 申込者が、タブレット端末による投資信託取引を行うときは、タブレット端末に表示された取引内容を確認のうえ、タブレット端末の<u>パネル上にご署名(以下「電子サイン」といいます)</u>いただきます。当社は、電子サインをいただくことをもって申込者の意思確認とします。</p> <p>(本人確認等) 第5条 申込者が～(以下記載省略)</p> <p>(口座振替の利用) 第6条 タブレット端末による～(以下記載省略)</p> <p>(免責条項) 第7条 当社が、～(以下記載省略)</p> <p>(特約の変更) 第8条 この特約は、～(以下記載省略)</p> <p><u>2019年5月20日</u>現在</p>